

2018年1月5日

世紀株式会社

代表取締役社長 川端 秀一

問合せ先： 業務部 0238-28-5411 (代表)
<https://www.seiki-hot.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「明日を創造しよう」を社是に、株主や顧客、取引先企業、従業員及び地域社会等との友好な関係を構築し、お客様の信頼と満足度を高め、豊かな明日を創造することを使命と考えます。そのために当社グループでは、世界水準において質の高い経営を目指し、経営の効率化と企業活動の健全性・透明性を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KISCO (株)	1,023,000	98.3
川端 秀一	6,000	0.7
田村 広	4,500	0.4
丸山 俊一	3,000	0.3
上杉 知彦	1,500	0.1
本田 好広	1,500	0.1
田中 義照	1,500	0.1

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	KISCO (株)
親会社の上場取引所	なし

補足説明

特になし。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社グループの親会社である KISCO(株)は商社であり、当社グループ製品は、当社から顧客への直接販売に加え KISCO(株)等の商社を経由して顧客に販売しております。取引条件については、当社が定める仕切り価格をベースに、KISCO(株)についても、当社と関係を有しない会社との取引と同様に交渉のうえ決定しております。故に少数株主の利益を損ねることはありません。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<p>当社は KISCO 株式会社の企業グループ一員として事業を行っておりますが、親会社グループからは独立した経営、事業活動を行っております。親会社グループとの取引等を行うにあたり、少数株主の利益を尊重し、取引の必要性、経済条件の合理性を取締役会で検討しています。</p>
--

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
關和 隆介	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
關和 隆介	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツムライフサイエンス株式会社(現(株)バスクリン)専務取締役 ・ (株)バスクリン常勤監査役 ・ (株)バスクリン顧問 	他社の取締役としての豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から適切な発言を頂くため選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で、相互に監査計画等を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を実施しております。また、会計監査への立会も随時行っております。また、内部監査を担当する経営企画室との間で、定期的な意見交換を行うとともに、内部監査の立会も随時行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西堀 耕二	公認会計士													
高橋 一夫	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西堀 耕二	—	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 ・デロイト・ハスキング・アンド・セルズ入所 ・税理士法人トーマツ（現デロイト・トーマツ税理士法人）代表社員 ・税理士法人トーマツ理事長 ・公認会計士西堀耕二事務所所長（現任） ・F-Power(株)社外監査役（現任） 	公認会計士としての高度な知識、知見を活かし、客観的、中立的な立場から当社経営全般に対して助言、提言等を行うとともに、監査体制を強化するためです。
高橋 一夫	—	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 ・新日本有限責任監査法人代表社員 ・(株)塚田会計事務所代表取締役 ・新日本有限責任監査法人山形事務所所長 ・高橋一夫公認会計士事務所所長（現任） ・(株)ヤマザワ社外監査役（現任） 	公認会計士としての高度な知識、知見を活かし、客観的、中立的な立場から当社経営全般に対して助言、提言等を行うとともに、監査体制を強化するためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社においては、株主総会での承認をもとに、取締役の報酬額として年額 73 百万円以内の報酬枠を設けております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個々の報酬額につきましては、報酬枠の範囲内で取締役会の決議により決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会付義事項につきましては、管理部門である業務部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて管理部門が事前説明を行っております。また社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社として、取締役会と監査役による業務執行の監視、監督を行う制度を基礎としております。執行役員制度の導入、独立性と豊富な事業経験や高度な専門性を有する社外取締役および社外監査役の選任により、経営監督機能を強化するとともに、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、経営の透明性・健全性の維持に継続的に務めております。

1. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は取締役 5 名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役は、2017 年 6 月の定時株主総会にて 1 名選任しております。

また、執行役員 5 名(うち 2 名は取締役兼任)を選任し、本部長、室長として業務を執行しています。毎月 1 回開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項を審議、意思決定するとともに、グループ各社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。また、取締役会には、監査役全員が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。なお、取締役会は 2016 年 3 月期 6 回、2017 年 3 月期 16 回開催しております。
--

2. 監査役会・監査役

監査役会は、前述の通り監査役3名（内、社外監査役2名）で構成されており、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、監査役会規則に基づき、監査方針や監査計画等の重要事項の決議や業務監査の報告を行っております。

また、監査役は、株主総会や取締役会、経営会議等への出席、代表取締役等との面談を実施し、会計監査人や内部監査部門（経営企画室）と連携して、業務執行の監査・監督を行っております。

3. 経営会議

当社は、代表取締役社長を議長とし、取締役、執行役員を構成メンバーとする「経営会議」を毎月1回開催しています。同会議は、当社およびグループ各社の経営の執行に関する基本的事項や重要事項について検討し、迅速な経営の意思決定を行います。また、経営会議には監査役が出席し、取締役及び執行役員に対し、適宜意見の陳述を行っております。

4. 役員報酬の決定方法等

取締役および監査役の報酬の決定には、株主総会にて総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役は取締役会で、監査役は監査役会にて決定しております。報酬額の明細については次のとおりであります。

2016年3月期	取締役の総額	41百万円
	監査役の総額	0百万円
2017年3月期	取締役の総額	71百万円
	監査役の総額	6百万円

5. 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

(1) 内部監査

代表取締役社長直轄の内部監査部門（経営企画室）は専任者3名で構成されており、内部監査規程に基づいて内部監査計画を立案・実施し、会社の内部統制の整備および運用状況を日常的に監視、報告するとともに、必要がある場合は都度改善勧告を行っております。

(2) 監査役監査

監査役監査につきましては、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、意思決定および職務執行状況について意見の表明を行うほか、必要に応じて重要な決裁書類の閲覧等を実施しております。また、会計監査人、内部監査部門（経営企画室）と緊密に連携するなどして状況を確認し、毎月1回開催する監査役会において報告を行うとともに、監査に関する重要な事項を審議しております。

(3) 会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して、会計監査を受けております。
業務を執行した会計監査人は次のとおりであります。

・新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 大田原 吉隆、 矢部 直哉

なお、監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他12名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役・監査役会による監査の二重チェック機能を持つ、取締役会、監査役会設置会社制度を採用しております。加えて、社外取締役、社外監査役が取締役会に出席し、独立性の高い立場から発言することによって、経営監視機能を強化しております。また、監査役、内部監査部門（経営企画室）、会計監査人が適宜連携し、業務遂行できる体制をとっており、内部および外部からの経営監視機能が十分に発揮される現体制が、コーポレート・ガバナンスの有効性を担保するために最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の2週間前までに発送する運用としております。
集中日を回避した株主総会の設定	2017年第67期定時株主総会においては、集中日より20日早い6月9日（金）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の一層の信頼性を向上させるため、ディスクロージャーポリシーの策定、当社ホームページ上での公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	機関投資家への訪問を計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では計画しておりません。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に向けた体制は、次のとおり構築する予定となっております。 IR担当責任者 代表取締役社長 IR担当部署 業務本部（業務部長）	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業のクオリティの向上を目指しています。</p> <p>上記の目的を達成するため、当社ではコンプライアンスマニュアルを定め、以下の項目に関する内容を規定しております。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会との関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業活動を遂行するための関連法令等の遵守 (2) 反社会的勢力・団体との関係遮断と対決 (3) 環境の保全と保護 2. 取引先との関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 製品・サービスの安全確保 (2) 対等・公正・透明な取引 (3) 不正競争の禁止 (4) 関係先、取引先との節度ある交際 (5) 各種契約の遵守 (6) 適正な宣伝・広告 3. 株主・投資家との関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営情報の開示 (2) インサイダー取引の禁止 (3) 不当な要求の拒絶 4. 社員との関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権の尊重 (2) 公正な処遇 (3) プライバシーの保護 (4) セクシャルハラスメントの禁止 (5) 職場における安全と衛生の確保 (6) 労働関係法の順守 5. 会社・会社財産との関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就業規則の遵守 (2) 適正な会計処理 (3) 利益相反禁止 (4) 政治・宗教活動の禁止 (5) 企業秘密の管理 (6) 会社資産の適切な使用 (7) 就業規則の遵守 (8) 知的財産の保護
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、省資源化・省エネルギー化システムであるランナレスシステムという商品を通じ、地球環境保全活動に積極的に参画し人類共通の課題である低炭素社会の形成・循環型社会の形成・自然共生社会の形成に寄与する事が、企業としての社会的責任を全うするに至る要件の1つであると共に、常に新しい価値を創造</p>

	し、お客様の信頼とおお客様の満足度を高め、豊かな明日の世界を創造することこそ私たちの使命と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公正な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。情報開示の一層の信頼性を向上させるため、ディスクロージャーポリシーの策定、当社ホームページ上での公表を予定しております。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置付けている。

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (4) 取締役は、各監査役が監査役協議会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理・保存規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、コンプライアンス管理の総括責任者としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役協議会に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
- (4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士等）に匿名で相談・申告できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は、業務本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当役員及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、業務本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人を配置していないが、取締役会は監査役協議会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役協議会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく内部統制評価制度に適切に対応するため、財務報告にかかる内部統制システムの整備および運用を行い、継続的な評価によって不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保する。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関しては、「反社会的勢力への対応に関する規程」等を制定し社内への周知徹底を図ることで、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

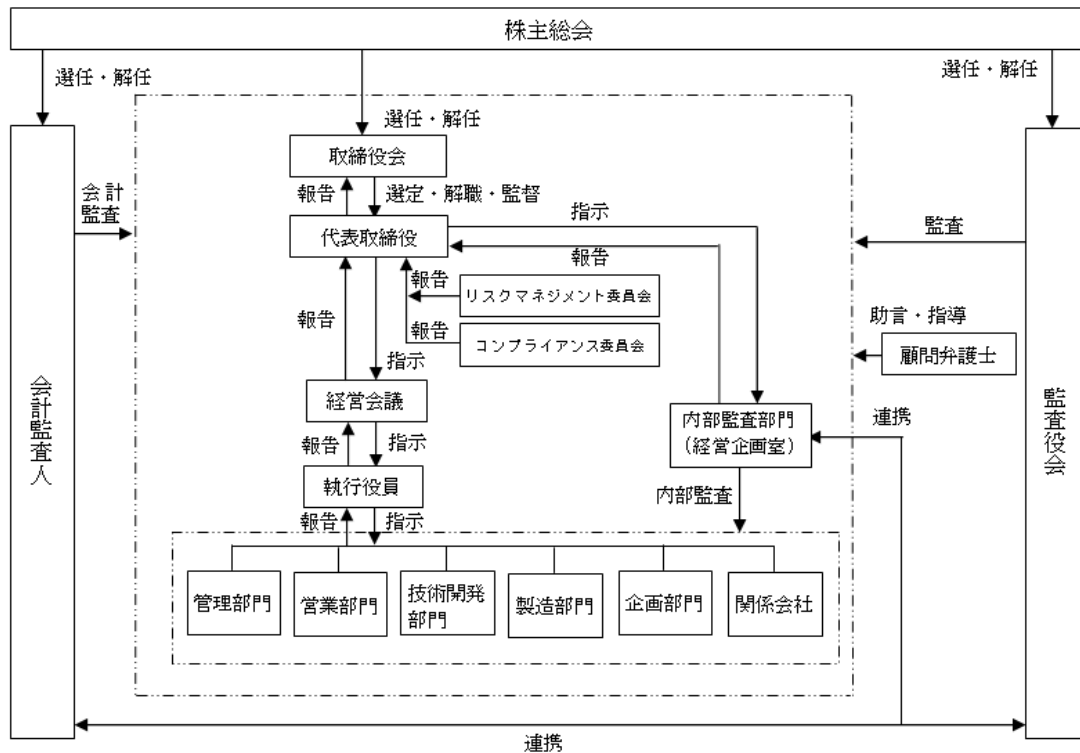
該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

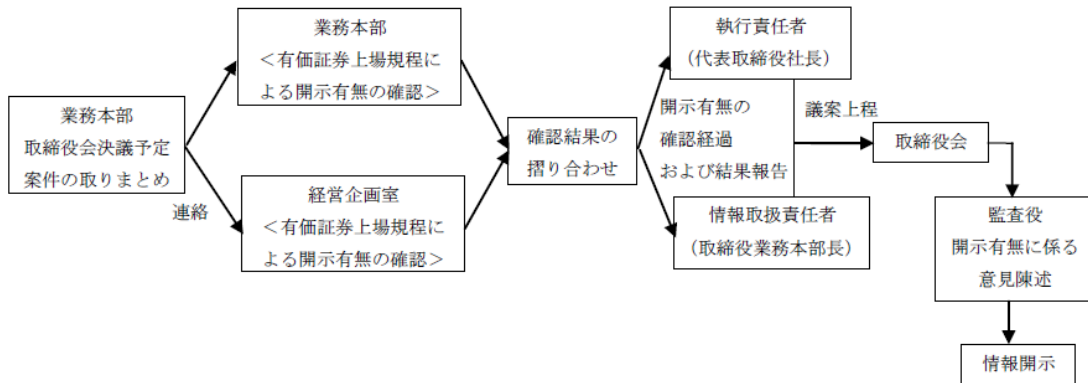
—

【模式図(参考資料)】

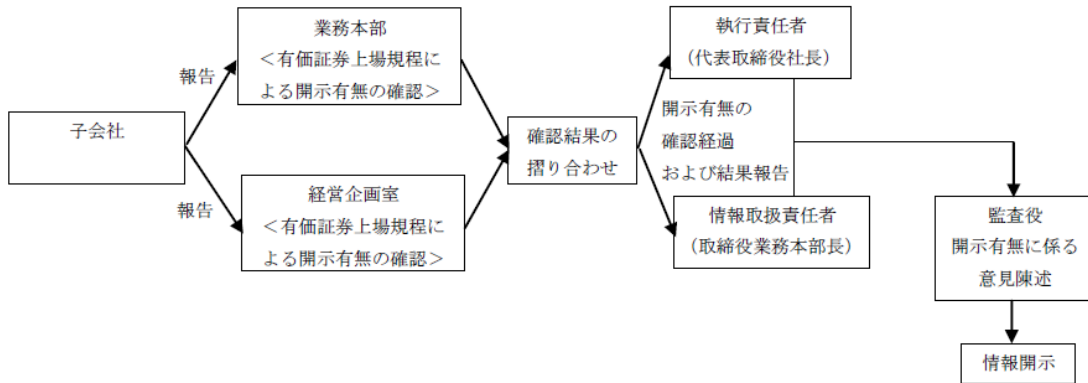


【適時開示体制の概要（模式図）】

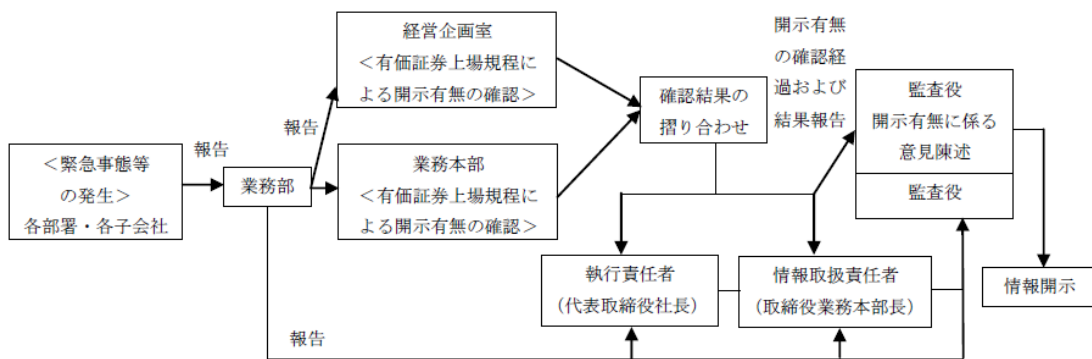
＜決定事実・決算に関する情報等＞



＜当子会社の決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社グループに係る発生事案に関する情報等＞



以上